FMMCUニュース

第144号

2023年2月9日（木）

発行 船橋市立医療センター職員労働組合

TEL 436－3093

2022春闘、看職員等の処遇改善確認書締結
看護職員に加え他コメディカルらも処遇改善

会計年度任用職員のコメディカル、クラーク等へも特殊勤務手当！

昨年春、一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として始まった「看護職員等処遇改善事業」に関して、当局は補助額から「処遇改善の対象は会計年度任用職員を含む看護職員（看護師・助産師）」のみとし9月以降は診療報酬改定等が不明の為未定としていました。

組合はこの処遇改善は継続が前提であるため、さらなる調整額の増額を求めるとともに、2022春闘要求において、昨年10月以降の処遇改善の対象を看護職員と同一職場で勤務する看護補助者も含めること。またコメディカルの処遇改善についても併せて改善検討することを要求し、交渉してきました。

昨年12月8日、当局と締結した看護職員処遇改善評価料の新設に伴う看護職員等の処遇改善に関する確認書では、常勤の対象看護職員の調整数の変更による調整額引き上げと、対象の会計年度任用職員の常勤の調整額等を算出の基礎とする単価引き上げに加えて、特殊勤務手当がこれら常勤看護職員とともに他の常勤コメディカルや医療事務にも支給されることとなり、昨年10月に遡及し支給されることとなりました。また会計年度任用職員においても看護職員や他のコメディカル、クラーク、ドクターエイド等に特殊勤務手当が昨年10月に遡り支給するとし、4月以降は当該特殊勤務手当の月額相当額を時給単価に反映させることとなりました。

◎支給対象職種及び処遇改善の内容

●常勤職員●

＜適用開始時期＞　令和4年10月

＜支給方法＞　令和4年10月分、11月分については遡及し、12月分の給与支給日に支給

①企業医療職給料表（3）適用者全員

（看護師、助産師）

☆調整額の引き上げ（調整数を現行の1.3⇒1.5）＋特殊勤務手当（月額4000円）

	基本調整額	現行		見直し後		昨年1月との比較	特殊勤務手当
		調整数	調整額	調整数	調整額		
1級	7500円	1.3	9750円	1.5	11250円	+3750円	月額4000円
2級	8400円	1.3	10920円	1.5	12600円	+4200円	
3級	10000円	1.3	13000円	1.5	15000円	+5000円	
4級	10900円	1.3	14170円	1.5	16350円	+5450円	
5級	11300円	1.3	14690円	1.5	16950円	+5650円	
6級	12600円	1.3	16380円	1.5	18900円	+6300円	
7級	13300円	1.3	17290円	1.5	19950円	+6650円	

②企業医療職給料表（2）適用者全員

（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、医学物理士、臨床工学技士、臨床検査技師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、技能訓練士、心理）

☆特殊勤務手当（月額　4000円）

③企業行政職給料表（1）適用者の一部

（医療社会福祉士、保育士、医療事務（ドクターエイド））

☆特殊勤務手当（月額　4000円）

●会計年度任用職員●

＜適用開始時期＞　令和4年10月（ただし①の時給単価の引き上げについては令和5年1月）

＜支給方法＞　令和4年10月分については遡及し、12月の給与支給日に支給

※なお会計年度任用職員の特殊勤務手当については令和5年3月をもって廃止し、令和5年4月以降は、当該特殊勤務手当の月額相当額を時給単価に反映させる。

①―1企業医療職給料表（3）適用者の一部

（看護師 A、看護師 B、看護師（夜勤専従）、助産師 A、助産師 B）

☆時給単価の引き上げ＋特殊勤務手当（月額　2300円）

	時給（単価1～5）			見直し後	昨年1月との比較 時給（単価1～5）		特殊勤務手当
	昨年1月	R4. 4月～9月		R5.1月～			
看護師A	1683～1712円	1699～1728円	➡	1731～1759円	+48～47円	＋	月額 2300円
看護師B	1739～1761円	1754～1777円		1783～1804円	+44～43円		
看護師（夜勤専	2153～2160円	2168～2176円		2178～2186円	+25～26円		
助産師A	1705～1732円	1720～1748円		1752～1777円	+47～45円		
助産師B	1756～1779円	1771～1794円		1799～1821円	+43～42円		

①―2企業医療職給料表（3）適用者

（特別相談員）

☆特殊勤務手当（月額　2300円）

②企業医療職給料表（2）適用者の一部

（診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床心理士、栄養士、歯科衛生士、薬剤師、特別相談員（臨床検査科））

☆特殊勤務手当（月額　2300円）

③企業行政職給料表（1）適用者の一部

（放射線クラーク、臨床検査科クラーク、外来クラーク（リーダー）、クラーク、ドクターエイド、保育士、医療ソーシャルワーカー、看護補助者 A,看護補助者 B、リハビリテーション科助手）

☆特殊勤務手当（月額　2300円）